

# 熊本県歯 国保だより

Vol. 4  
2015.11.30 発行

国保だよりは県歯科医師会ホームページからも閲覧できます。

## 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

平成28年1月からマイナンバーが利用開始されることに伴い、「通知カード」がお手元に郵送されてきた方もいらっしゃるかと存じます。

今後、国保組合の各種届出・申請手続きにおいてもマイナンバーの記入が必要となる予定です。皆様に個人番号のご提供をいただく際は、ご協力をお願いいたします。

つきましては、「通知カード」並びに平成28年1月より申請者に交付される「個人番号カード」を大切に保管してください。



愛称：マイナちゃん

### マイナンバー制度実施の流れ

平成28年 1月

#### マイナンバーの利用開始

税の手续や医療保険、雇用保険などの社会保障の手续で、マイナンバーの利用が開始されます。

さらに、申請者への個人番号カード交付も始まります。

平成29年 1月

#### 個人ごとのポータルサイト(マイナポータル)の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。また、行政機関からのお知らせも受け取れます。

さらに、国の機関間の情報連携が開始されます。

平成29年 7月

#### 地方公共団体・医療保険者等との情報連携開始

情報連携により、様々な事務が确实かつスムーズになり、私たち国民の負担が軽減されるようになります。

「通知カード」や「個人番号カード」、その他マイナンバー制度に関する疑問点等がある場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178:平日9時30分~22時、土・日・祝9時30分~17時30分)までお問い合わせください。

## 医療機関の適正受診にご協力ください

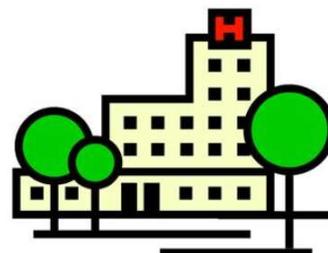
国民健康保険から支払われる医療費は、皆様からいただく保険料や国の補助金等で賄われています。医療費を有効に使うためにも、日頃から次の事にご留意ください。

### 1. かかりつけ医をもちましょう

病歴や体質などを把握してしてくれるので、効果的な治療を受けられます。気になる症状があれば、まずはかかりつけ医を訪ねるようにしましょう。

### 2. 休日や夜間の診療は控えましょう

急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診しましょう。時間外の診察は加算料金が発生します。



### 3. 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、医療費が増加するばかりではなく、何度も検査や処置・投薬などを行うので体にも負担がかかります。

### 4. 柔道整復師(整骨院・接骨院)での治療は制約があります

業務上並びに通勤災害以外で発生した負傷に限ります。  
(急性または亜急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷、骨折、脱臼、不全骨折)

## 加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届と一緒に必ず被保険者証をご返却ください。  
資格を喪失(退職等)された時点で被保険者証は使用できません。**

(喪失後受診など医療機関とのトラブルが起こっています。)

保険料は毎月10日に銀行へ引き落とし依頼をします。事務手続上、毎月5日頃には異動を締め切ります。加入・喪失の場合は、その日から14日以内に組合宛ご連絡いただきますようご協力をお願いします。

**加入**の場合の保険料は

月初めや月末でも、加入月分の保険料は徴収します。

**喪失**の場合の保険料は

月途中の喪失は、前月分までの保険料を徴収します。



## 療養費の支給

次のような場合は、全額自己負担となりますが、申請により後からその一部が支給されます。

こんなとき		支給金額	条件
自費診療 1	やむをえない理由で、 保険証を持たずに治療 を受けたとき	かかった費用額の 内容について審査を 行います。 審査後、認められれば 保険給付分を後日 支給します。	実際にやむをえない 事情があったか否かを 判断した上で支給 決定します。
治療用装具	医師が治療上必要と認 めたコルセットやギプス 等の補装具代		原則として製作者が 患者の体に合わせて 作った装具。補聴器、 松葉杖は不可。日常 生活品と考えられる ものも不可。
移送費	重病で歩行困難に なった患者が緊急を 要する入院や転院を する時に使用した輸送 機関に支払った移送費		医師の指示があった 場合のみ。事前に (やむをえない場合は 事後でも可)承認を 受けてください。

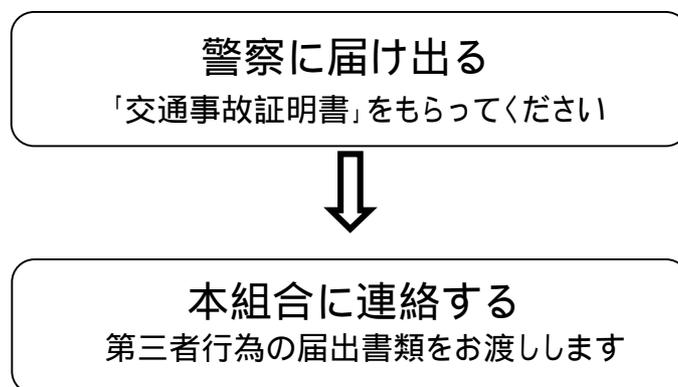
1 海外における医療費(治療目的の渡航は除く)についても払い戻しができます。

**申請方法** 申請する場合は、本組合までご連絡ください。申請用紙をお送りいたします。

## 交通事故等の治療で国保を使用する場合の届出

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者が支払い、ケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐに損害賠償をしてくれない等の場合には国保で治療を受けることができます。

しかし、国保からの給付はあくまで一時の立て替えとして治療費を出して、その後に加害者に請求しますので、**国保を使用する場合は必ず本組合へ届け出る**ことが必要です。



届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、内容次第で本組合が加害者に対して請求ができなくなります。示談を結ぶ前に必ず届け出てください。

## 自家診療の請求

何度もお知らせしておりますが、26年4月より、歯周疾患治療全般も給付制限（ただし、P急性期の切開、投薬、抜歯は給付）として追加されておりますので、レセプト請求の際はご注意ください。

また、給付外病名はレセプトの病名欄に記載しないようお願いします。給付外病名については、診療行為を行ったとしても初・再診料、レントゲンの算定もできません。

各種申請書は、県歯科医師会HPからダウンロードできます。

現在、下記の申請書がダウンロードできます。

氏名変更届

住所変更届

健康診断補助申請書

国民健康保険法第116条該当届出

健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)

甲種組合員配偶者健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)

健康診断追加項目補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)

人間ドック補助申請書

保養施設補助交付申請書

健康保持増進事業補助申請書

B型肝炎ワクチン接種補助申請書

インフルエンザワクチン接種補助申請書

委任状

その他の申請書(資格取得届や資格喪失届等)は、本組合までご連絡いただいてから郵送いたします。

なお、各種申請・届出書を郵送される場合は、本組合の郵便番号・住所を正確に記載していただくようお願いします。

## 阿蘇ファームランド 年末年始の特別宿泊優待ご案内

組合員のためにお得な宿泊プランがあります。

詳しくは別添のチラシをご覧ください。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421